

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年11月25日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	北都好配当グローバル株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年9月11日から2020年3月9日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月10日付をもって提出した有価証券届出書について、信託期間の有期限化および受益権口数が一定水準を下回ることとなった場合に繰上償還できる旨を追加する信託約款変更並びに消費税率の引き上げに伴う所要の変更を行うことに加え、外国税額控除の適用の記載を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5) 申込手数料

<訂正前>

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%*（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

～（略）

<訂正後>

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

～（略）

(12) その他

<訂正前>

___ 投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

信託約款変更の予定について

当ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

1. 信託約款変更の内容

当ファンドの信託期間を「無期限」から「2021年11月25日まで」に変更いたします。あわせて、当ファンドの受益権口数が一定水準（2億口）を下回ることとなった場合に繰上償還できる旨を追加いたします。

信託約款の具体的な変更内容は、以下のとおりです（下線部は変更部分を示します。）。

追加型証券投資信託 [北都好配当グローバル株式オープン]信託約款

変更後	変更前
(信託期間) 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>2021年11月25日までとします。</u>	(信託期間) 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から <u>第55条第1項、第56条第1項、第57条第1項および第59条第2項の規定による信託終了の日までとします。</u>

<p>(信託契約の解約)</p> <p>第55条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が2億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>～ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)</p> <p>第55条 委託者は、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>～ (略)</p>
--	--

2. 信託約款変更を行う理由

当ファンドは2006年に設定し、好配当世界株マザーファンド受益証券および好配当日本株マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の金融商品取引所または外国金融商品市場に上場されている株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が継続し、今後もファンドの純資産の大幅な増加が見込まれない状況となっております。

このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となっていく可能性があることから、無期限であった信託期間を2021年11月25日までと有期限化することに加え、受益権口数が2億口を下回ることとなった場合に繰上償還できるとする約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

3. 信託約款変更までの主な日程

異議申立期間	2019年9月12日から2019年10月21日まで
信託約款変更適用予定日	2019年11月25日

4. 異議申立について

・公告日（2019年9月12日）現在の当ファンドの受益者（2019年9月10日までに取得のお申し込みをなされた方）で、信託約款変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

(注)2019年9月11日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該信託約款変更に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2019年9月12日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2019年10月30日付で信託約款変更の届出を行い、2019年11月25日より適用します。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款変更を行いません。

信託約款変更にかかる異議申立ての結果は、2019年10月23日以降、委託会社のホームページ (<http://www.am-one.co.jp/>) でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

<訂正後>

投資信託振替制度における振替受益権について

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

2006年3月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

< 訂正後 >

2006年3月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2019年11月25日	信託期間を2021年11月25日までに変更（当初は無期限） <u>受益権口数が一定水準（2億口）を下回ることとなった場合に繰上償還できる旨を追加</u>

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

< 訂正前 >

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%*（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

～ （略）

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

（略）

< 訂正後 >

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

~ (略)

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

(略)

(3) 信託報酬等

< 訂正前 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.512%^{*}(税抜1.40%)の率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、年率1.54%となります。

その配分(税抜)については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.625%	0.675%	0.10%

委託会社の信託報酬には、好配当世界株マザーファンドの運用に関する投資助言を行う投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬(年率0.088%以内)が含まれます。

(略)

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

(略)

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.54%(税抜1.40%)の率を乗じて得た額とします。

その配分(税抜)については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.625%	0.675%	0.10%

委託会社の信託報酬には、好配当世界株マザーファンドの運用に関する投資助言を行う投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬(年率0.088%以内)が含まれます。

(略)

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

(略)

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

（略）

法人の受益者に対する課税

（中略）

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、2019年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

（略）

法人の受益者に対する課税

（中略）

なお、益金不算入制度の適用はありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2019年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（以下略）

第2【管理及び運営】

3 資産管理等の概要

（３）信託期間

<訂正前>

2006年3月29日から無期限とします。^(注)

(注) 信託約款変更が決定した場合には、信託期間は2021年11月25日までとなります。

<訂正後>

2006年3月29日から2021年11月25日までとします。

(5) その他

<訂正前>

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。^(注)

(注) 信託約款変更が決定した場合には、受益権口数が2億口を下回ることとなった場合に、信託契約を解約し、信託を終了させることができる旨を追加いたします。

a. ~ f. (略)

2. ~ 4. (略)

~ (略)

<訂正後>

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が2億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

a. ~ f. (略)

2. ~ 4. (略)

~ (略)